

委員会のオンライン開催の導入(12月1日から)

【目的】

重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、委員が参集できない場合においても、委員会を開催できるように導入。

【オンライン併用での開催スキーム】

重大な感染症のまん延又は災害等の発生

- 重大な感染症のまん延又は災害等の状況
- 委員の定数のうち**半数の委員**が参集することが困難

オンライン併用での開催検討
(決定)

感染又は被災等以外の職員は
招集場所で参加

感染又は被災等し、かつ、
代理の職員が対応できない
場合は**オンライン**で参加

委員会開催

**代理が可能な
場合は欠席**

【要点】

- ・ オンライン併用での開催は、**半数の委員**が参集できない場合に限る。
- ・ **感染等以外の職員**は**招集場所**で参加。 ・ **代理の職員**が対応できる場合は**欠席**。

9月定例会で改正した条例について(職員関係)

【長野市議会委員会条例 第21条】 (出席説明の要求)

委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

【長野市議会委員会条例 第21条に関する申合せ】

特別職（教育長及び上下水道事業管理者を除く）の委員会への出席については、委員会の要請がある場合に出席するものとする。（委員会開催中は、特別職は待機する。）（平成20年4月10日 議会運営委員会決定）

オンラインによる方法で行うことができるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、委員会がオンラインによる方法で開かれているときに限る。（令和4年8月24日 議会運営委員会決定）